

<b>第 1 5</b>	<b>特定・準特定屋外タンク貯蔵所の休止の確認申請（新基準適合期限延長）（浮き屋根新基準適合期限延長）</b>
--------------	---

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 21 年総務省令第 98 号。以下「21 年改正省令」という。）附則第 3 条及び市規則第 9 条の 2 に定めるもののほか、特定・準特定屋外タンク貯蔵所の休止の確認申請（新基準適合期限延長）及び特定屋外タンク貯蔵所の休止の確認申請（浮き屋根新基準適合期限延長）に必要な事項は、次のとおりとする。

#### 1. 申請方法

屋外タンク貯蔵所 1 基毎に申請すること。

#### 2. 申請書の記載要領

申請書の記載要領は、第 2 編（P 36～P 37）を参照すること。なお、危険物の貯蔵又は取扱いの再開予定期日を記載する欄には、当該予定期日を明確に記載すること。提出部数は、2 部とすること。

#### 3. 添付図書

(1) 21 年改正省令附則第 3 条第 2 項に規定するその他の参考となるべき事項を記載した書類は、同条第 3 項各号に掲げる措置を確認することができる書類とする。

##### 【第 1 号に掲げる措置を確認することができる書類の例】

- 危険物を除去する作業の手順書及び当該作業の実施状況を写した写真
- 屋外貯蔵タンク等のマンホールを開放している状況を写した写真

##### 【第 2 号に掲げる措置を確認することができる書類の例】

- 閉止フランジを設置する場合は、その位置を示したフロー図及び閉止フランジの設置状況を写した写真
- 配管を切り離す場合は、その位置を示したフロー図及び配管を切り離した状況を写した写真

##### 【第 3 号に掲げる措置を確認することができる書類の例】

- 標識の設置位置を示した図面、標識の図面（寸法が記載されたもの）及び標識の設置状況を写した写真

(2) 政令第 26 条第 1 項第 1 号ただし書の規定により、危険物以外の物品を貯蔵する場合は、当該物品の名称及び主成分その他の性状が記載された書類を添付すること。

#### 4. 留意事項

休止とは一時的な使用の休止をいうものであり、将来に向かって完全に製造所等としての機能を失わせる又はそのことが客観的にみて明らかである場合には、法第 12 条の 6 の規定による廃止の届出を行わなければならない。

## (確認の手續等)

- 第3条 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成21年政令第247号。以下「平成21年改正政令」という。）による改正後の危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成6年政令第214号。以下「新214号改正政令」という。）附則第7項及び平成21年改正政令による改正後の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号。以下「新平成11年改正政令」という。）附則第2項の総務省令で定める危険物の貯蔵及び取扱いは、新規則第62条の2第2項各号に掲げるものとする。
- 2 新214号改正政令附則第7項の規定又は新平成11年改正政令附則第2項の規定による確認を受けようとする者は、別記様式第36の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて市町村長等に提出しなければならない。
  - 3 市町村長等は、前項の申請があったときは、当該申請に係る旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合に限り、新214号改正政令附則第7項又は新平成11年改正政令附則第2項の確認をするものとする。
    - (1) 危険物（第1項の危険物の貯蔵及び取扱いに係るものを除く。次号において同じ。）を除去する措置が講じられていること。
    - (2) 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。
    - (3) 見やすい箇所に、幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の地が白色の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識が掲示されていること。
  - 4 新214号改正政令附則第7項の確認を受けている旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は新平成11年改正政令附則第2項の確認を受けている旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を別記様式第37の届出書により市町村長等に届け出なければならない。
  - 5 新214号改正政令附則第7項の確認を受けている旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は新平成11年改正政令附則第2項の確認を受けている旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、前項の届出をするまでの間、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所について、第2項の申請書又は書類に記載された事項に変更が生じる場合には、あらかじめ、その旨を別記様式第38の届出書により市町村長等に届け出なければならない。その届出事項に変更が生じるときも、同様とする。
  - 6 市町村長等は、新214号改正政令附則第7項の確認をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は新平成11年改正政令附則第2項の確認をした旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所について、危険物の貯蔵及び取扱いが再開される前に、第3項各号のいずれかに該当しないと認めるに至ったときは、当該確認を取り消すことができる。
  - 7 第2項から前項までの規定は、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第3号。以下「新17年改正規則」という。）附則第3条第1項の規定による確認について準用する。この場合において、第2項中「別記様式第36」とあるのは「別記様式第39」と、第4項中「別記様式第37」とあるのは「別記様式第40」と、第5項中「別記様式第38」とあるのは「別記様式第41」とする。